

吸収合併に係る事後開示書面

(簡易合併・略式合併)

令和3年3月30日

株式会社ハーバー研究所

事後開示書面

当社（以下「存続会社」といいます。）は、令和2年7月22日付吸収合併契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、令和3年3月30日をもって、株式会社HプラスBライフサイエンス（以下「消滅会社」といいます。）の資産、負債その他一切の権利義務を承継する吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。したがって、本書に会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に規定する事項を記載し、備え置きます。

1. 本合併が効力を生じた日

令和3年3月30日

2. 消滅会社における手続の経過

(1)吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定による請求を行った消滅会社の株主は、1名もありませんでした。

(2)反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

消滅会社の唯一の株主は存続会社であり、かつ存続会社は消滅会社の特別支配株主に該当することから会社法第785条の適用はありません。

(3)新株予約権買取請求（会社法第787条）

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4)債権者の異議（会社法第789条）

消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に従い、令和3年2月22日付の官報においてその債権者に対し公告を行うとともに、知れたる債権者に対し各別に催告をいたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者は、1名もありませんでした。

3. 存続会社における手続の経過

(1)吸収合併をやめることの請求等（会社法第796条の2）

会社法第796条の2の規定による請求を行った存続会社の株主は、1名もありませんでした。

(2)反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

存続会社は、会社法第796条第2項の規定による簡易合併手続を採用したため、会社法第797条の適用はありません。

(3)債権者の異議（会社法第799条）

存続会社は、会社法第799条第2項の規定に従い令和3年2月22日付の官報においてその債権者に対し公告を行い、かつ同条第3項の規定に従い同日付で定款の定めに従い電子公告も行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、令和3年3月30日付で、本契約の定めに従い、消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

令和3年3月30日

7. その他本合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

令和3年3月30日

東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
株式会社ハーバー研究所
代表取締役 小柳典子



会社実印

別紙 消滅会社の事前開示書面